

由良川メディア連携協議会

規約 (変更案)

(名称)

第1条 本会は、「由良川メディア連携協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、テレビやラジオ、新聞等のそれぞれのメディアが有する特性を活かし、地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等について、住民の理解を促すとともに、災害時に避難行動につなげるための取組を関係者で連携して実施することを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、別紙に掲げる地域のリスク情報や水害・土砂災害情報等を発信・伝達する行政、メディア関係者で構成する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長が招集する。

(協議会の公開)

第5条 協議会は、原則として公開とし、会議資料及び議事概要は、その公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合を除き、国土交通省近畿地方整備局の福知山河川国道事務所のホームページで公開する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局及び議事進行は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所調査課が行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会において定めるものとし、本規約の改正等は、協議会の審議を経て行うことができるものとする。

(付則)

この規約は、令和3年3月10日から施行する。

この規約は、令和3年●月●日から施行する。

参加団体一覧

【テレビ】

日本放送協会 京都放送局
株式会社 京都放送

【ラジオ】

株式会社 エフエムあやべ

【新聞】

株式会社 読売新聞社
株式会社 両丹日日新聞社

【行政機関】

福知山市
舞鶴市
綾部市
宮津市
京都府
国土交通省 気象庁 京都地方气象台
国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所

(順不同)